

令和 8 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 34 号議案

令和 8 年 2 月 24 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 1 号 議 案	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号))	1 専決書 別冊
第 2 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市一般会計予算	別冊
第 3 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	令和 8 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 11 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	3
第 12 号 議 案	舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例制定について	9
第 13 号 議 案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	15
第 14 号 議 案	舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	17

第 15 号議案	舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	19
第 16 号議案	舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	21
第 17 号議案	舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	23
第 18 号議案	舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について	25
第 19 号議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	26
第 20 号議案	舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	27
第 21 号議案	舞鶴市特定用途誘導地区内における建築物の制限の緩和に関する条例制定について	29
第 22 号議案	舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について	31
第 23 号議案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	32
第 24 号議案	舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	42
第 25 号議案	舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	44
第 26 号議案	舞鶴市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	49
第 27 号議案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	63
第 28 号議案	舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について	64
第 29 号議案	工事請負契約の変更について(重要文化財(建造物)舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍需品庫需品庫(6号棟)保存修理工事)	65

第 30 号議案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	67
第 31 号議案	令和 7 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号)	別冊
第 32 号議案	令和 7 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 9 号)	〃
第 33 号議案	令和 7 年度 舞鶴市水道事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 34 号議案	令和 7 年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第 1 号)	〃

第 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 7 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)(専決第 1 号)

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 11 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「初任給調整手当」の右に「(第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。第 25 条において同じ。)」を、「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 7 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第 17 条の 2 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額(その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこ

れを1円に切り上げた額) (次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の2第2項中「100分の4」を「100分の7」に改める。

第18条第1項第2号中「自転車その他」を「自動車その他」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項第1号ただし書中「55,000円」を「66,400円」に改め、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「第18条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に、「55,000円」を「66,400円」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に、「55,000円」を「66,400円」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自転車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の右に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲

内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第18条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第18条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条第1項中「4,500円(宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては6,750円)」を「4,700円」に改める。

第25条第1項中「及びこれに対する地域手当の月額」を「、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額」に改める。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を、「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第5条の3 住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給することができる。

第14条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第14条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した

勤務 1 時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して、第 2 種初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定による第 2 種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第 2 種初任給調整手当を支給する。

第 20 条第 3 項中「、第 14 条及び第 15 条」を「及び第 14 条から第 15 条まで」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 7 条の 3」を「第 7 条の 4」に改める。

(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「給料」の右に「、第 2 種初任給調整手当」を、「通勤手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 9 条の 2 中「舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改め、同条を第 9 条の 3 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(第 2 種初任給調整手当)

第 9 条の 2 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号。以下「給与条例」という。)第 7 条の 4 の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 4 条第 2 項」とあるのは「舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 7 条第 3 項」と、「並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項」とあるのは「及び同条例第 8 条」と、「額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)」とあるのは「額」と、「第 17 条の 2」とあるのは「同条例第 9 条の 3 において準用する第 17 条の 2」と、「勤務時間条例第 2 条第 1 項」とあるのは「舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年

条例第 17 号)第 3 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 10 条の 2 給与条例第 18 条の 3 の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第 17 条第 1 項中「及びこれに対する地域手当の月額」を「、これに対する地域手当の月額及び第 2 種初任給調整手当の月額」に改める。

第 20 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(パートタイム会計年度任用職員の報酬)」を付し、同条第 4 項中「100 分の 4」を「100 分の 7」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 20 条の 2 前条第 4 項に規定する基準月額に 12 を乗じ、その額を会計年度任用職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額(その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)が、給与条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する基準額(以下この条において「基準額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

- (1) 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等に係る報酬)

第 21 条の 2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この章におい

て「正規の勤務時間」という。)(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、在宅勤務等に係る報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する在宅勤務等に係る報酬については、給与条例第18条の3の規定により支給する在宅勤務等手当の例によるものとする。

第23条第1項中「パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この章において「正規の勤務時間」という。)」を「正規の勤務時間」に改める。

第27条第1号中「報酬の月額」の右に「(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)」を加え、同条第2号中「報酬の日額」の右に「(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

一般職職員について、国家公務員における取扱いに準じ、第2種初任給調整手当及び在宅勤務等手当を支給することとする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例

舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 に次の 2 項を加える。

- 2 この条例において「出張」とは、職員が公務のため一時その勤務公署(常時勤務する勤務公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することをいう。
- 3 この条例において「赴任」とは、新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(旅費の支給)

第 2 条 職員が出張又は赴任をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
ただし、赴任にあつては、市長が特に必要と認める場合に限る。

(旅費の計算)

第 3 条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第 11 条までに定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第 8 条中「及び特定区域」を削り、同条を第 15 条とする。

第 7 条中「第 4 条及び第 5 条の規定による旅費を除き」を「この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか」に、「支給方法」を「支給」に、「この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律及びその附属法規」を「国家公務員旅費法等の規定」に改め、同条を第 14 条とする。

第 6 条中「第 2 条の規定による前職相当の旅費額」を「この条例の規定による旅費」に改め、同条を第 13 条とする。

第 5 条を削る。

第 4 条の見出しを「(外国出張等)」に改め、同条中「職員が職務のため外国に旅行する場合の旅費額及び支給方法は」を「第 3 条から前条までの規定にかかわらず、職員が外国に出張又は赴任をする場合の旅費の計算については」に、「その附属法規を準用し、その支給等級は、別に市長が定める」を「これに基づく命令(以下「国家公務員旅費法等」という。)の規定の例による」に改め、同条を第 12 条とし、第 3 条の次に次の 8 条を加える。

(鉄道賃)

第 4 条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 1 条第 1 項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第 7 条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(第 1 条の 2 第 1 号に掲げる職員(以下「市長等」という。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第5条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第7条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第6条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第7条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を

行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第8条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第9条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第4条から第7条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第10条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費等)

第11条 転居費、着後滞在費及び家族移転費については、市長が別に定めるところによりこれを支給することができる。

附則第3項を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(舞鶴市消防団条例の一部改正)

- 3 舞鶴市消防団条例(昭和26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第14条第1項中「舞鶴市の常勤の職員」を「舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、団員は、同条例第1条の2第1号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。

第14条第2項中「算定した旅費額」を「計算した旅費の額」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 4 舞鶴市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条中「に定める2等級の」を「の例により」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該関係者は、同条例第1条の2第1号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。

(舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、別表の教育委員会委員の項から固定資産評価審査委員会委員の項までに掲げる職員及び任命権者が市長と協議して別に定める職員にあっては同条例第1条の2第1号に掲げる職員と、同表の教育委員会委員の項から固定資産評価審査委員会委員の項までに掲げる職員及び任命権者が市長と協

議して別に定める職員以外の職員にあつては同号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。

第 5 条第 3 項を削る。

別表中「、第 5 条」を削り、同表旅費等級の欄を削る。

(舞鶴市実費弁償条例の一部改正)

- 6 舞鶴市実費弁償条例(昭和 31 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「出頭又は参加した」を「出頭し、又は参加した」に改める。

第 4 条中「(旅費等級は、2 等級とする。)」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、市議会等に出頭し、又は参加した者は、同条例第 1 条の 2 第 1 号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。

(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項中「の適用を受ける職員の旅費」及び「ものとし、その旅費等級は、規則で定める」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、同条例第 1 条の 2 第 1 号に掲げる職員以外の職員とみなして、出張に係る費用弁償の額を計算するものとする。

提案理由

より適正な旅費の支給を図るため、国家公務員の取扱いに準じ、旅費等級を廃止するとともに、都道府県ごとの宿泊費基準額を設けることができることとする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 13 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 7 年度において実施していた市長、副市長及び教育長の期末手当の特例措置を令和 8 年度においても実施したいので提案する。

第 14 号議案

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700 円」を「10,000 円」に改め、同号ただし書中「14,500 円」を「15,000 円」に改め、同条第 3 項中「道」を「途」に、「100 円」を「433 円」に改め、「第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900 円」を「13,340 円」に、「13,700 円」を「14,170 円」に、「14,500 円」を「15,000 円」に、「11,300 円」を「11,670 円」に、「12,100 円」を「12,500 円」に、「9,700 円」を「10,000 円」に、「10,500 円」を「10,840 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損

害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の補償基礎額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 15 号議案

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例

舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「^{しゃ}遮熱できる」を「遮熱できる」に改め、同項第 11 号及び第 17 号中「^{しゃ}遮へい」を「遮蔽」に改め、同条第 2 項第 6 号中「^{しゃ}遮光し」を「遮光し」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「^{しゃ}遮熱材料」を「遮熱材料」に改める。

第 7 条の 2 の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「^{しゃ}遮断する」を「遮断する」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。
- 第15条第1項第2号イ中「自動遮断^{しや}」を「自動遮断」に改める。
- 第17条第9号ウ中「遮断^{しや}して」を「遮断して」に改める。
- 第19条第1項第1号及び第28条第3項中「遮熱^{しや}」を「遮熱」に改める。
- 第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の右に「、感震ブレーカー」を加える。
- 第47条第6号の次に次の1号を加える。
- (6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)
- 第47条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。
- 附 則
- この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 8 項」の右に「、第 142 条第 11 項」を、「使用」の右に「、法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成」を加える。

第 5 条の見出しを「(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)」に改める。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「第 6 条後段」を「第 9 条後段」に改め、同条を第 11 条とし、第 7 条を第 10 条とする。

第 6 条中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第 6 条 候補者は、第 8 条に定めるところにより算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法の規定に基づき、議会の議員及び長の選挙において選挙運動用ビラの公費負担を行うこととする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例

舞鶴市行政手続条例(平成 8 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の右に「及び第 4 項」を、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の右に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3

号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項(これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続法の改正に準じ、聴聞の通知に関し、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示による通知の方法を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成 15 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 国際交流に関すること。

第 2 条第 8 号中カを削り、キをカとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

効果的かつ効率的な組織運営を行うため、部の分掌事務を改めたいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項及び 3 の項を削り、同表 4 の項を同表 2 の項とし、同表 5 の項を同表 3 の項とし、同表 6 の項中「外国人生活保護関係情報又は」を削り、同項を同表 4 の項とし、同表 7 の項を削り、同表 8 の項を同表 5 の項とし、同表 9 の項を同表 6 の項とし、同表 10 の項中「外国人生活保護関係情報又は」を削り、同項を同表 7 の項とし、同表 11 の項を同表 8 の項とし、同表 12 の項を同表 9 の項とし、同表 13 の項及び 14 の項を削り、同表 15 の項を同表 10 の項とし、同表 16 の項から 19 の項までを 5 項ずつ繰り上げ、同表 20 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の命令の改正に伴い、個人番号を利用することができる事務に係る規定を整理したいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 17 号)
の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(年次有給休暇)

第 13 条 年次有給休暇は、規則で定める要件を満たす会計年度任用職員に対して
与える 1 の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1 の年において 20 日を超えな
い範囲内で規則で定める日数とする。

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める
日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければ
ならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な
運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

第 14 条第 2 項中「子の看護」を「公務上の負傷又は疾病のための療養」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国の非常勤職員の取扱いに準じ、年次有給休暇の付与の前倒しを可能とするとともに、子の看護に係る特別休暇の有給化を行いたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市特定用途誘導地区内における建築物の制限の緩和に関する条例制定について

舞鶴市特定用途誘導地区内における建築物の制限の緩和に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定用途誘導地区内における建築物の制限の緩和に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 60 条の 3 第 3 項の規定に基づき、特定用途誘導地区内における建築物の制限の緩和について定めるものとする。

(建築物の制限の緩和)

第 2 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示された舞鶴都市計画特定用途誘導地区(伊佐津地区)内においては、法第 48 条第 6 項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する建築物を建築することができる。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗で食品の販売に係る売場の床面積が 1,000 平方メートル以上のもの
- (2) 店舗並びに飲食店、展示場及び遊技場のうちいずれか 1 以上に供する建築物で、それらの用途に供する部分の床面積の合計が 30,000 平方メートル以内のもの(飲食店、展示場又は遊技場のそれぞれの用途に供する部分の床面積が前号の食品の販売に係る売場の床面積を超えないものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の規定に基づき、特定用途誘導地区内における建築物の制限の緩和について定めたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市農園公園条例(平成 17 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

別表中「22,000 円」を「52,000 円」に、「1 人 1 泊につき 11,000 円」を「1 人 1 泊につき 13,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる利用承認に係る利用料金について適用し、同日前に行われる利用承認に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

物価の高騰等に対応し、農業公園の安定的な運営を図るため、コテージに係る利用料金の基準額を改めたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第 9 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

2 前項各号に掲げる額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第9条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)の右に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第13条の6の2第1号中「同じ。)」の右に「の額」を加える。

第13条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の7第1号中「同じ。)」の右に「の額」を加える。

第13条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条の2及び第18条の4から第18条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第18条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納

付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額
(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 13 条の 14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 13 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 13 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 13 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の 100 分の 50 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 30 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18 歳以上被保険者均等割 第 13 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案

して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 20 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第 13 条の 17 第 13 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3 万円を超えることができない。

第 14 条中「及び第 13 条の 11」を「、第 13 条の 11 及び第 13 条の 16」に改める。

第 17 条第 1 項中「若しくは第 13 条の 6 の 3」を「、第 13 条の 6 の 3 若しくは第 13 条の 14」に改め、「第 18 条の 2 第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の右に「若しくは同条第 5 項各号に定める額」を加え、「第 13 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た」を削り、「第 18 条の 4 第 4 項第 1 号(同条第 6 項)を「同条第 5 項(同条第 7 項又は第 8 項)」に、「第 18 条の 5 第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項)を「第 18 条の 5 第 1 項各号(同条第 3 項から第 5 項まで)」に、「若しくは同条第 5 項各号(同条第 7 項又は第 8 項)を「、同条第 6 項各号(同条第 8 項から第 10 項まで)」に、「の算定」を「若しくは第 18 条の 6 第 1 項に定める額の算定」に改め、同条第 2 項中「若しくは第 13 条の 6 の 3 の額若しくは第 13 条の 8」を「、第 13 条の 6 の 3、第 13 条の 8 若しくは第 13 条の 14」に改め、「第 18 条の 2 第 1 項各号に定める額」の右に「若しくは同条第 5 項各号に定める額」を加え、「第 13 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の

5 を乗じて得た」を削り、「第 18 条の 4 第 4 項第 1 号」を「同条第 5 項」に、「若しくは同条第 5 項各号」を「、同条第 6 項各号に定める額若しくは第 18 条の 6 第 1 項」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同項第 1 号中「第 3 号」の右に「並びに第 5 項」を、「(以下この項)」の右に「及び第 5 項」を加え、「納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」を「納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」に改め、同項第 2 号中「30 万 5 千円」を「31 万円」に、「者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」を「者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に、「者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」を「者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 13 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円)とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲

げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 31 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率

に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第13条の16第2項及び第14条の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条の16第2項及び第14条の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第18条の3中「及び」を「、第13条の6の4、第13条の9及び第13条の15並びに」に改め、「前条第1項」の右に「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項」を加える。

第18条の4第1項中「第13条第2項」を「同条第2項」に、「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第13条の」を「第13条」に、「第13条の6の6の」を「第13条の6の6」に改め、「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6

第2項」と」を削り、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第13条の6の6の」と」の右に「、「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。

第18条の4に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条の」とあるのは「第13条の16の」と、「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第5項各号」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と読み替えるものとする。

第18条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」と」の右に「、「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」と」の右に「、「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18

歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と読み替えるものとする。

第18条の5に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第5項各号」と、第7項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と読み替えるものとする。

第18条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第18条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第18条の2第5項、第18条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。
- 2 第14条の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、新たに創設された子ども・子育て支援納付金賦課額について定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 24 号議案

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 加佐診療所に訪問看護ステーションを置き、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 1 項に規定する指定訪問看護
 - (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 4 項に規定する訪問看護及び同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例の一部改正)
- 2 舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例(昭和 22 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「において診療又は診断書等の交付を受ける」を「を利用する」に改め、同条第 2 項第 1 号中「及び第 85 条の 2 第 2 項」を「、第 85 条の 2 第 2 項及び第 88 条第 4 項」に、「及び第 75 条第 2 項」を「、第 75 条第 2 項及び第 78

条第4項」に、「及び第51条の2第2項」を「、第51条の3第2項及び第53条第2項第1号」に改める。

第4条第1項第2号中「入院料」の右に「及び訪問看護料」を加え、同条第2項中「入院患者」の右に「及び訪問看護を利用する者」を加える。

提案理由

地域医療提供体制の更なる拡充を図るため、加佐診療所に訪問看護ステーションを設置し、訪問看護事業を行うこととしたいので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成 12 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

附則中第 17 項を第 22 項とし、第 16 項を第 21 項とし、第 15 項の次に次の見出し、3 項、見出し及び 2 項を加える。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

- 16 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項から附則第 19 項までにおいて同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合

計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 17 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 100,000 円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 18 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満である者に限

る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 650,000 円から令和 7 年給与所得控除額(令和 7 年中の所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5 の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

19 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日に

において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 100,000 円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5(以下「別表第 5」という。)の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 100,000 円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 20 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度における保険料率の算定に関する特例を設けたいので提案する。

第 26 号議案

舞鶴市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

舞鶴市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準(第 4 条)

第 2 節 運営に関する基準(第 5 条—第 33 条)

第 3 章 雑則(第 34 条・第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定乳児等通園支援 法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。

(2) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事

業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子

ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければ

ばならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為に

よって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 第 13 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第 4 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
 - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 4 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 13 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 13 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児

等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 15 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第 12 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 31 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 34 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等

の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいので提案する。

第 27 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「当該登録申請者に係る被保険者証、各種年金証書その他の」を削り、同条第 3 項第 1 号中「運転免許証その他」を削る。

第 13 条第 3 項中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 5 条第 2 項及び第 3 項第 1 号の改正規定 公布の日
- (2) 第 13 条第 3 項の改正規定 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 46 号)の施行の日

提案理由

健康保険等の被保険者証の有効期限の到来等に伴い、登録申請における本人確認書類に係る文言を整理するとともに、電気通信事業法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 28 号議案

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「第 30 条の 3」の右に「及び第 30 条の 13」を加え、同条第 3 号中「又は第 24 条第 2 項」を「、第 24 条第 2 項又は第 30 条の 18 第 2 項」に改め、「支給認定証」の右に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の改正により乳児等のための支援給付の制度が創設されたことに伴い、正当な理由なしに、当該給付に関して市が求める報告等をせず、又は虚偽の報告等をした者等は過料に処することとしたいので提案する。

第 29 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

重要文化財(建造物)舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍需品庫需品庫(6号棟)保存修理工事

2 変更前契約金額

245,300,000 円

3 変更後契約金額

293,689,000 円

4 契約の相手方

名 称 竹中・大滝特定建設工事共同企業体
代表者 京都市中京区壬生賀陽御所町 3 番地の 1
株式会社竹中工務店京都支店
支店長 横田 徹
構成員 舞鶴市字南田辺 126 番地の 5
株式会社大滝工務店
代表取締役 大滝 雄介
所在地 京都市中京区壬生賀陽御所町 3 番地の 1

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

重要文化財(建造物)舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍需品庫需品庫(6号棟)保存修理工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 30 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 西大浦 辺地
 辺地人口 392 人
 面 積 19.6 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀、多祢寺
- (2) 地域の中心の位置 字大丹生小字栗崎 1
- (3) 辺 地 度 点 数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するとともに、地域の観光振興及び地域住民の交流促進を図るため、施設の整備を行うものである。

さらに、住民生活と公衆衛生の向上のため、飲用水供給施設及び下水処理施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 8 年度から令和 10 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	194,900	—	194,900	194,900
除雪機械	〃	5,000	—	5,000	5,000

消 防 施 設	〃	4,100	—	4,100	4,100
観光・レクリエーション施設	〃	97,000	11,000	86,000	86,000
飲用水供給施設	〃	6,000	3,000	3,000	3,000
下水処理施設	〃	34,000	25,600	8,400	8,400
合 計		341,000	39,600	301,400	301,400

総合整備計画書

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 423 人
 面積 18.4 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
 (2) 地域の中心の位置 字三浜小字村中 751
 (3) 辺地度数 126 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、住民生活と公衆衛生の向上のため、飲用水供給施設及び下水処理施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 8 年度から令和 10 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
除雪機械	舞鶴市		5,000	—	5,000	5,000
飲用水供給施設	〃		8,000	4,000	4,000	4,000
下水処理施設	〃		49,700	34,300	15,400	15,400
合	計		62,700	38,300	24,400	24,400

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 207 人
 面 積 12.0 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心の位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度点数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車の配備を行うものである。

また、住民生活と公衆衛生の向上のため、飲用水供給施設及び下水処理施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 8 年度から令和 10 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消 防 施 設	舞鶴市		4,100	—	4,100	4,100
飲用水供給施設	"		5,000	2,500	2,500	2,500
下 水 処 理 施 設	"		17,000	12,700	4,300	4,300
合 計			26,100	15,200	10,900	10,900

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 115 人
 面 積 16.5 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝、上根、寺田
- (2) 地域の中心の位置 字上根小字上山口 79 の 1
- (3) 辺 地 度 点 数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約11km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、住民生活と公衆衛生の向上のため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 8 年度から令和 10 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	150,000	—	150,000	150,000
飲用水供給施設	”	4,000	2,000	2,000	2,000
合	計	154,000	2,000	152,000	152,000

総合整備計画書

京都府舞鶴市 岡田・八雲 辺地
 辺地人口 973 人
 面積 64.0 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大俣、小俣、滝ヶ宇呂、桑飼上、桑飼下、
 岡田由里、西方寺、富室、河原、下見谷、上漆原、下漆原、長谷、和江
- (2) 地域の中心の位置 字和江小字平田 572
- (3) 辺地度数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあつて、市街地から約12km離れた山間地の農村地域であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落を結ぶ道路及び林道を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行い、併せて、小中学校の児童の通学を容易にするためのスクールバスの配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するとともに、住民生活と公衆衛生の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和8年度から令和10年度まで 3年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	115,000	—	115,000	115,000
除雪機械	〃	27,500	—	27,500	27,500
通学用自動車※	〃	67,700	—	67,700	67,700

消 防 施 設	〃	4,100	—	4,100	4,100
飲用水供給施設	〃	21,000	10,500	10,500	10,500
合 計		235,300	10,500	224,800	224,800

※神崎辺地と共通

総合整備計画書

京都府舞鶴市	神崎	辺地
辺地人口	412	人
面積	7.0	km ²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 西神崎、東神崎、油江、蒲江
- (2) 地域の中心の位置 字西神崎小字今屋敷 555 の 1
- (3) 辺地度数 142 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北西端にあり、市街地から約14km離れた農業中心の集落であり、地域の産業振興を図ることを目的として、農業経営近代化施設及び市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行い、併せて、小中学校の児童の通学を容易にするためのスクールバスの配備を行うものである。

また、地域の観光振興及び地域住民の交流促進を図るため、施設の整備を行い、住民生活と公衆衛生の向上を目的として、下水処理施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和8年度から令和10年度まで 3年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農業経営近代化施設	舞鶴市	76,600	38,300	38,300	38,300
道路(産業振興)	〃	31,000	—	31,000	31,000
除雪機械	〃	7,500	—	7,500	7,500
通学用自動車※	〃	67,700	—	67,700	67,700

観光・レクリエーション施設	〃	9,400	—	9,400	9,400
下水処理施設	〃	83,600	57,800	25,800	25,800
合 計		275,800	96,100	179,700	179,700

※岡田・八雲辺地と共通

提案理由

西大浦辺地ほか5 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定したいので提案する。

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

- (1) 電灯用電気供給施設
 - (2) 道路及び渡船施設
 - (3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎
 - (4) 診療施設
 - (5) 飲用水供給施設
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- (総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財

政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

- 2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 整備しようとする公共的施設
 - (2) 整備の方法
 - (3) 整備に要する経費とその財源内訳
 - 3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 整備を必要とする辺地の事情
 - (2) その他総務省令で定める事項
 - 4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。
 - 5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。
- (第6項及び第7項 略)
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。